

罷業ヲ決行セシムルニ至レリ

六、要求條項

別記ノ通り

七、勞資共以上ノ外格別ノ對策ヲ講シ居ラサルニ相當紛糾スルモノト認メラル

右及申(通)報候也

「別記」

要求書

一、會社側ニ於テ職工給料支拂日(十日、三十日)ニ支拂不能ノ場合ニハ罰金トシテハ職工ニ對シ三日日毎ニ各自日給一日分迄支給スルコトトナリ前ノ爭議ハ解決セリ然ルニ會社側ハ約千七百圓之カ支拂アリ明三十一日中ニ支給セラレタシ

一、諸負單償ヲ値上セラレタシ

一、爭議中ノ日給ヲ全額支給セラレタシ

一、退職手當ヲ制定セラレタシ

一、健康保険掛金ハ從來勞資半額ツ、負擔ナリシヲ會社ニ於テ全額負擔セラレタシ